

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定に関する要領

(趣旨)

第1 奈良県知事(以下「知事」という。)が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を行うときは、次の要領により行うものとする。

(指定申請)

第2

1 指定申請

法第59条第1項の規定による知事の指定を受けようとする医療機関の開設者等(病院若しくは診療所若しくは薬局の開設者又は指定訪問看護事業者等(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。))若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)))は、次に掲げる必要書類を知事に提出しなければならない。

(1)病院又は診療所

- ア 指定自立支医療機関(精神通院医療)指定申請書(様式1-(1))
- イ 経歴書(様式2-(1))
- ウ 医師免許証の写し
- エ 役員の氏名、生年月日及び住所(別紙)

(2)薬局

- ア 指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書(様式1-(2))
- イ 経歴書(様式2-(2))
- ウ 薬剤師免許証の写し
- エ 役員の氏名、生年月日及び住所(別紙)

(3)指定訪問看護事業者等

- ア 指定自立支医療機関(精神通院医療)指定申請書(様式1-(3))
- イ 職員の定数(別紙1)
- ウ 役員の氏名、生年月日及び住所(別紙)

2 主として担当する医師の変更

指定自立支援医療機関の開設者は、当該病院又は診療所で主として担当する医師を変更しようとするときは、1に掲げる必要書類を提出し、知事の承認を受けなければならない。この場合、指定自立支援医療機関指定申請書は指定自立支援医療機関変更届書(様式3)に変えるものとする。

3 担当する薬剤師の変更

指定自立支援医療機関の開設者は、当該薬局の薬剤師を変更しようとするときは、1に掲げる必要書類を提出し、知事の承認を受けなければならない。この場合、指定自立支援医療機関指定申請書は指定自立支援医療機関変更届出書(様式4)に変えるものとする。

(医療機関の指定)

第3

1 指定(変更)事務

知事は、指定又は却下したときは、その旨を当該医療機関の開設者に対し、通知しなければならない。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

2 指定(変更)審査

指定(変更)審査については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断する。

(1) 指定自立支援医療機関療養担当規程(精神通院医療)(平成18年厚生労働省告示第66号。以下「療担規程」という。)に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。

(2) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。

(3) 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、アのみを満たしていることとする。

ア 当該指定自立支援医療機関に勤務(非常勤を含む。)している医師

であること。

イ 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上あること。また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。

(4) 薬局にあつては、複数の医療機関から処方箋を受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者(管理薬剤師)が過去に他の自立支援医療機関において、管理者(管理薬剤師)としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

(5) 指定訪問看護事業者等にあつては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

(指定自立支援医療機関の辞退及び取消)

第4

- 1 指定自立支援医療機関の開設者は、法第65条の規定によりその指定を辞退するときは、書面(様式5)により知事に申し出なければならない。なお、この場合には、指定自立支援医療機関の開設者は1月以上の予告期間を設けなければならない。
- 2 知事は、次に掲げるいずれかに該当したときは、知事はその指定を取り消すことができる。
 - (1) 法第68条の規定に該当したとき。
 - (2) 自立支援医療を主として担当する医師に変更があった場合において、変更後の医師の経歴等が審査結果、指定基準に適合しないと認められ、かつ他の医師に変更することが困難なとき。
- 3 知事は、指定自立支援医療機関の取消を行うときは、医療機関の開設者等に対して、聴聞の機会を与えなければならない。

(届出)

第5

- 1 当該指定自立支援医療機関の開設者(法第59条第1項の規定に基づき指定を受けた病院若しくは診療所又は薬局の開設者)は、当該指定に係る医療機関の名称、所在地及び次の各号の一に該当するに至ったときは、法施

行規則第62条及び第63条の規定により、その事項及びその年月日を書面(様式6-(1))により速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称
- (2) 役員の氏名、生年月日及び住所の変更
- (3) 当該医療機関を休止し、廃止し、又は再開したとき
- (4) 医療法(昭和23年法律第205号)第24条、28条若しくは第29条に規定する処分を受けたとき
- (5) 薬事法(昭和35年法律第145号)第72条第4項、第75条第1項に規定する処分を受けたとき

2 当該指定自立支援医療機関の開設者(法第59条の規程に基づき指定を受けた健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。))若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。))は、当該指定に係る指定訪問看護事業者等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名、所在地及び次の各号の一に該当する至ったときは、法施行規則第62条及び第63条の規定により、その事項及びその年月日を書面(様式6-(2))により速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 訪問看護ステーション等の名称、所在地及び職員の定数の変更
- (2) 役員の氏名、生年月日及び住所の変更
- (3) 当該医療機関を休止し、廃止し又は再開したとき
- (5) 健康保険法第95条(大正11年法律第70号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)第77号第1項に規定する処分を受けたとき

(指定の更新)

第6

法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新を受けようとする医療機関の開設者等(法第59条第1項の規定に基づき指定を受けた病院若しくは診療所若しくは薬局の開設者又は指定訪問看護事業者等)は、同条の規定によりその指定の効力を失う日の6月前から指定の効力を失う日の前日までの間に、様式7により指定自立支援医療機関に係る指定の更新に関する申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年9月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成25年4月1日から施行する。